

事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年10月7日						
(知事) 京都市長 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員 佐々木 隆之 電話06-6376-8929					
主たる業種 鉄道事業	細分類番号 4 2 1 1					
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間 平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針 JR西日本は、グループ会社と一体となって地球環境保護に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。						
計画を推進するための体制 地球環境委員会(委員長:社長)及び近畿統括本部地球環境委員会(委員長:近畿統括本部長)を設置して推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量 事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	基準年度(20~22)年度 91,607.0 トン 88,931.9 トン	第1年度(23)年度 88,436.2 トン 88,436.2 トン	第2年度(24)年度 87,943.4 トン 87,943.4 トン	第3年度(25)年度 87,453.6 トン 87,453.6 トン	増減率 -3.9 パーセント -1.1 パーセント
	目標の根拠 省エネ車両投入や設備の適正な運転管理等を実施し、温室効果ガスを1.0%以上の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途 鉄道事業 事業活動に伴う排出の量 (車両キロ(百万キロ)) 事業活動に伴う排出の量 ()	原単位の指標 基準年度(22)年度 68.97 68.97	第1年度(23)年度 68.58 68.58	第2年度(24)年度 68.20 68.20	第3年度(25)年度 67.82 67.82	増減率 -1.16 パーセント パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠 鉄道は利用者数に応じた列車運行本数の見直しなどにより、エネルギー消費量が削減するため、車両キロあたりのエネルギー消費量を指標とした。車両キロは毎年のダイヤ改正により変化する。目標は基準年度(H22年度)時の車両キロで算出した。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度(22)年度 58.0	第1年度(23)年度 108.0	第2年度(24)年度 108.0	第3年度(25)年度 108.0	備考
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	省エネ車両投入や機器の適正な運転管理に努める。				
	(24)年度	省エネ車両投入や機器の適正な運転管理に努める。				
	(25)年度	省エネ車両投入や機器の適正な運転管理に努める。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容 上記の措置を採用する理由	「通勤時における公共交通機関の利用促進」について、点呼等で事業者役員に周知・徹底を図っている。 当社は鉄道事業者であり、自家用自動車に比べて環境にやさしい公共交通機関(鉄道含む)の利用により、地球温暖化防止に貢献するため。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分 森林の保全及び整備によるもの 地域産木材の利用によるもの 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの グリーン電力証書等の購入によるもの 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの 合 計	第1年度(23)年度 トン トン トン トン 0.0 トン	第2年度(24)年度 トン トン トン トン 0.0 トン	第3年度(25)年度 トン トン トン トン 0.0 トン	備考	
	地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・J-WESTカードによるカーボンオフセット特典等				
	特記事項	・省エネルギー車両の投入を推進 ・省エネ機器(省エネ照明、空調、エスカレータ等)の積極的な採用、設備更新時の省エネ化 ・再生ブレーキの最適化、上下タイキ電方式や電力貯蔵装置の活用により鉄道全体の省エネ化を推進 ・自然再生可能エネルギーの活用 ・都市型レンタサイクルやパーク&ライド等による省エネ型交通体系実現に向けた取組 ・オフィス、事業所等の省エネ化の推進 ・弊社規程『昭和62年4月 社達第12号: 本社の業務及び地方機関の長の業務執行に関する規程_H22年12月改正後』により、近畿統括本部長名で提出				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。